

## 入札説明書

### 1 発注工事の概要

工事名	戸上水源地電気設備更新事業電気設備工事
工事場所	米子市福市
工期	契約の締結の日から令和8年3月19日まで
工事内容	米子市水道局戸上水源地の電気設備の更新 電気設備工事 一式
予定価格	981,057,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
最低制限価格	次の計算式により算出された額。ただし、予定価格の3分の2以上で設定し、当該算出された額が予定価格の10分の8に相当する額に満たないときは、予定価格の10分の8に相当する額とする。 なお、機器費を含む工事における製作原価に係る直接製作費、機器費を含む工事（下水道）における機器費及び鋼橋製作に伴う工事における工場製作原価に係る直接工事費は、当該経費に0.9を乗じた価格をもって算定するものとする。 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×8/10＋一般管理費×5.5/10)×1.1
契約保証金	請負代金の10分の1以上
前払金	請負代金の10分の4以内
部分払又は 中間前払	米子市水道局建設工事執行規程（平成17年水道局管理規程第29号）の規定に基づく部分払制度か中間前金払制度のいずれかを契約締結時に選択。

### 2 入札参加資格者

入札参加資格者は、米子市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める令和3年度の米子市水道局建設工事指名競争入札参加資格において、電気工事を有する単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

工事实績	平成23年度以降に、単独で又は共同企業体の代表者として、主変圧器容量1,000kVA以上の高圧受変電設備を有する水道施設において、高圧受変電設備の新設又は更新工事を元請けとして施工した実績があること。かつ、設計図書に記載の主たる機器を自社において設計製作並びに設置した工事实績があること。 ただし、非常用自家発電設備工事においては、エンジン、発電機等の製作に関して自社製品並びに他社製品は問わないが国産品とすること。
配置 技術者	電気工事に係る技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けている者をいう。）で、かつ、申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の3か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者を、本件工事に専任で配置することができること。 ※配置技術者について、「工場製作期間」と「現場期間」でそれぞれ違う技術者を配置することは可能。

設計業務受託者との関係	<p>本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受注者と米子市水道局建設工事等指名業者選定事務処理要領（平成23年7月1日施行）第7条第3項各号に掲げる関係を有するものでないこと。</p> <p>※設計業務受託者 岡山市北区石関町1-9 株式会社日本都市工学設計</p>
指名停止	<p>入札参加申込時点において、米子市水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成23年7月1日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。</p>
経営状況	<p>破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p>
その他	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。</p>

### 3 設計図書の販売等

本件入札における設計図書の販売については、次のとおりとする。なお、入札者は、必ず当該設計図面の購入をすること。

※設計書は販売しないため、水道局ホームページからダウンロードすること。

販売場所	<p>(有)山陰コピーサービス 電話 0859-32-7230 FAX 0859-35-0669 ※購入希望者は、必ず事前に米子市水道局ホームページ掲載の申込書様式にてファクシミリで販売店に申込みこと。なお、申込後の購入キャンセルはできない。</p>
販売期間	<p>令和3年6月21日（月）から令和3年7月7日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p>
販売価格	<p>図面 71, 775円（A1サイズ）、 28, 710円（A2縮小サイズ） ※図面は、いずれか希望する方を必ず購入すること。</p>

### 4 設計図書に対する質問及び回答

質問先	<p>米子市水道局総務課 ファクシミリ 0859-23-3530 ※質問事項を記載した書面（様式第4号）をファクシミリで送付のこと。</p>
受付期間	<p>令和3年6月21日（月）から令和3年7月14日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>
回答方法	<p>米子市水道局ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合又は質問の内容が意見などの場合には、掲載はしない。</p>

5 入札参加申込の期限等

入札参加申込書の提出は郵送とすること。

申込期限	令和3年7月7日（水）午後5時 必着
申込場所	〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目8-1 米子市水道局総務課契約管財担当 電話 0859-32-6119
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき各1部ずつ作成し、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行い郵送すること。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 工事实績調書（様式第2号） (3) 配置予定技術者調書（様式第3号） ※提出書類様式の電子データは、米子市水道局ホームページからダウンロードすること。
指名通知	令和3年7月12日（月）に、入札参加申込者に対し審査結果を通知の予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 (1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 (2) 水道局が発注している工事（その瑕疵修補等の工事を含む。）の施工が著しく遅れている者がいるとき。 (3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者がいるとき。 (4) 米子市水道局指名審査委員会において公共工事の受注者としてふさわしくないと認める者がいるとき。 (5) 本件入札において、次のいずれかの関係にある入札参加希望者があったとき。ただし、この場合にあつては、本入札参加資格での経営事項審査において、最も高い点数を保有する者のみを指名するものとする。 ア 入札参加希望者が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 イ 入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係 ウ 入札参加希望者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係 エ 入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係 オ その他上記の関係に準ずる関係
その他	配置予定技術者について、同時期に発注される米子市水道局の他の競争入札と同一人である場合には「建設工事に係る配置予定技術者の取扱い」（平成21年6月1日適用）により取扱う。

## 6 入札日等

入札日	令和3年7月29日（木）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市車尾南二丁目8-1 米子市水道局入札室（3階）
入札書の提出方法	郵便入札方式とする。 (1) 郵送方法 設計図書販売店にて配布する指定封筒により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。 (2) 差出期限 令和3年7月21日（水） (3) 指定配達日 令和3年7月28日（水）※日付を間違えないこと。 (4) 提出物 入札書及び工事費内訳書（様式第5号）
入札保証金	免除
その他	(1) 入札の立ち会いは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置のため、入札事務に関与しない水道局職員が1人以上立ち会うものとする。 (2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。 (3) 入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。 (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（特に指定しない場合は、当該金額に1円未満の端数があれば、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (5) 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが2人以上あるときは、水道局総務課長がくじを行う日時を別に定め、その日時において、当該くじを引くべきすべての入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。 (6) 入札において予定価格に達する者がいない場合は、2回目の入札を郵便入札で行う。ただし、当該入札に参加することができる者は、当初の入札に参加した者に限る。 (7) 本件工事は、令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度にわたる継続費により施工する。そのため、請負金額の支払方法については、原則として年度ごとの支払限度額（工事の進捗予定を勘案し、当該各年度の予算額の範囲内で設定する。）を設け、建設工事標準約款第39条から第41条までの規定を適用する。

## 7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市水道局総務課（電話0859-32-6119・ファクシミリ0859-23-3530）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 本件入札において落札決定をされた者であっても、本契約日までの間に指名停止措置を受けた

場合は、本契約を締結しないものとする。

- (5) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市水道局建設工事執行規程又は米子市水道局が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。